

# 吉浜まちづくり協議会

## 第4回通常総会



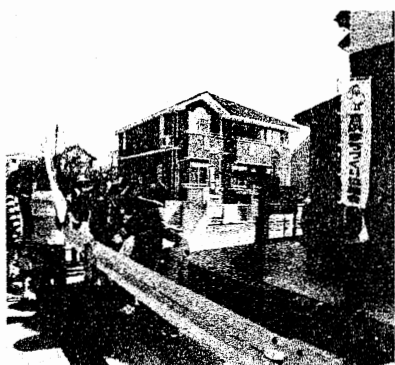
▲ 野鳥観察会



▲ 青パト乗車体験会



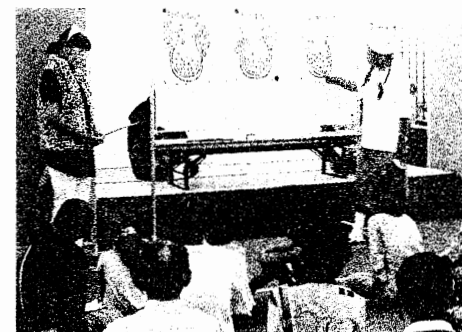
▲ 地区防災訓練



▲ こども110番宅訪問



▲ 吉浜ふれあいプラザ開所式



▲ “チョイボケー座”の認知症劇



▲ こども菊人形(幼保園園児作)



▲ サロン「ぽっぽぽ」



▲ 掲示板設置

日時 平成23年5月15日(日)

午後2時～

会場 吉浜ふれあいプラザ 交流スペース

# 総会次第

1 開会のことば

2 理事長あいさつ

3 議長選出

4 議 事

第1号議案 平成22年度事業報告について

第2号議案 平成22年度収支決算について

第3号議案 平成23年度事業計画(案)について

第4号議案 平成23年度収支予算(案)について

第5号議案 規約の改定(案)について

第6号議案 役員・理事の選任(案)について

5 議長退任

6 新理事長あいさつ

7 来賓祝辞

高浜市長            吉岡 初浩 様

県議会議員        杉浦 孝成 様

8 閉会のことば

1 事業の概略

吉浜まちづくり協議会は、八幡町、新田町、小池町、屋敷町、呉竹町、芳川町の吉浜地区の人たちが互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、安心・安全で活気のある地域共生のまちづくりの推進に寄与することを目的として、環境の保全に関する事業、防犯対策に関する事業、防災対策に関する事業、子どもの健全育成に関する事業、高齢者のいきがいに関する事業、伝統文化の発展に関する事業、及び吉浜ふれあいプラザの建設に伴いサロン事業と交流スペース事業を行った。4月に新拠点“吉浜ふれあいプラザ”が完成し、4月18日に開所式を行った。サロンでの飲物・ランチの提供と2階の交流スペースの利用開始により、地域住民の方々の憩いの場・交流の場として活動を開始した。

2 事業の実施に関する事項

G名	事業内容	日程	実施場所	実施状況
環境グループ	①道路清掃事業	年2回実施		・7月25日(日)新田町沿岸道、県道碧南高浜環状線の道路清掃実施。地域住民80人、企業6社 150人参加
	イベント行事としてモデル道路における清掃・除草活動を行う。なお、対象地区企業にも参加を呼びかける	・7月 ・2月	新田町衣浦沿岸道 県道碧南高浜環状線 県道名古屋碧南線 県道碧南高浜環状線	・2/20(日)県道名古屋碧南線、県道碧南高浜環状線及び地域内道路清掃とおしるこ会実施 参加者:地域住民180人、企業6社 150人 ・愛知県の「愛・道路パートナーシップ」に登録、看板設置3ヶ所 8/23
	②公園・道路の美化事業 里親制度により公園内敷地やプランタに花を植える。また県道・市道の植樹帯に花を植え道路の美化を進める	年間を通して	各町内の公園に花壇を作り、プランターを置き花を植える。 また、県道・市道等の植樹帯に花を植える	・既登録里親の継続依頼と新規募集 11月末現在 個人14名(新規1) 団体6グループ ・県道碧南高浜環状線の歩道植樹帯の空き地を整備、花壇としてマリゴールド・サルビア・菊(7月)、パンジー(12月)など植えた
③野鳥観察会	年1回 11月～12月頃	衣浦湾沿岸 (旧貯木場辺り)	11月28日(日)実施 ・参加者 36名(内子ども14名) ・吉浜の海岸でみられる「野鳥の絵看板」を設置 11/26	
防犯グループ	①防犯パトロール事業 ・青色パトロール車による昼夜パトロールの実施 ・住護の日徒歩パトロール ・深夜パトロール ・校内・園内パトロール ・吉小児童の青パト乗車体験会 ・青パト講習会開催	昼間 3回/週 夜間 2回/週 毎月15日 随時 毎月1回 7月(夏休み) 2回/年(都市整備Gに協業)	吉浜小学校区全体 吉浜小学校区全般 吉浜小学校区全般 吉小・幼稚園・保育園 吉浜小児童 公民館他	・青パト車によるパトロール計画通り実施(5回/週) ・15の日徒歩パトロール実施(4月～3月 毎月実施) ・深夜パトロール実施 8回 ・校内、園内パトロール 6回 ・吉小児童の青パト乗車体験会 夏休みの7/22(木),23(金),24(土)の3日間実施 参加者 67名 ・青パト講習会開催(5/12(水)、10/29(金)) 5/12(水)実施 参加 18名(新規5名) 10/29(金)実施 参加9名(新規0)
	②イベント開催時の交通整理	イベント開催毎	イベント開催地域	・5月8日、9日花まつり、7月10日七夕まつり、11月6日、7日菊まつり、その他4月18日ふれあいプラザ開所式
	③防犯協会、警察、交通安全協会等との連携による防犯・交通安全活動事業	随時	指定場所	・8月2日(月)朝 吉浜駅前自転車盗難防止(6名) ・12月1日(水)夜 年末一斉防犯パトロール(6名)

G名	事業内容	日程	実施場所	実施状況
ル 防 犯 ブ グ	④みんなで吉浜をマモルンジャー 事業		吉浜地区5町内	
	・緊急連絡網の作成 ・行方不明者捜索訓練	5月 11月		・防犯、防災を含めた緊急連絡網の作成 5月 実施できず
防 災 グ ル ー プ	①地区避難所倉庫の資機材管理事業	7月	防災倉庫	・7月 資機材チェックシートに基づきチェック
	①-2地区避難所倉庫の資機材の拡充事業	9月	防災倉庫	・トイレトペーパー、衛生凝固品、ブルーシート等の備品を配備
	②町内会防災訓練の実施事業	8月29日(日)	各町内会拠点、その他	・8月29日(日) 各町内会拠点でマニュアルに基づき初動行動訓練実施
	③地区防災訓練実施事業	8月29日(日)	吉浜小学校	・8月29日(日) 5町内会が連携した初動行動訓練を実施
	④災害時の安否確認シートの検討(新)	10月・11月	吉浜ふれあいプラザ	・安否確認シートの様式、次年度の進め方などについての検討を 実施(2回)
	⑤家屋の耐震診断説明会事業	12月	吉浜公民館	・12月4日(土)家屋の耐震診断説明会を実施 参加30名 具体的な耐震対策、家屋の揺れ模型等を説明
	⑥救命処置訓練事業		高浜消防署	
	・心肺蘇生法とAED取扱訓練実施 ・吉浜公民館AEDの新拠点へ移設	1月 7月		・1月29日(土) AED講習会18名の参加者で開催 ・7月 AEDを吉浜公民館から吉浜ふれあいプラザへ移設
子 ど も グ ル ー プ	①あいさつ・声かけ活動事業 吉小生徒、高中生徒の登校 時の安全確保と、大きな声で 朝の挨拶ができるようにする	毎月5日、15日、25日 7:30~8:15	吉小校区内の7交差点	・毎月5のつく日(土日祝日除く)7:30~8:15 区内7ヶ所 で実施。年間16回実施 協力登録者50名
	②こども110番宅訪問事業 登下校時の緊急避難場所 ある110番宅を訪問し、家人と 子どもたちの顔合わせを行う	3月 (新入生入学前)	公募・訪問を承諾 された110番宅	3月13日(日)実施 親子33組(子ども参加54名)が7つのコースに分かれて、110番宅の 方と顔合わせを行うとともに、歩いて通学路を確認した
	③子ども110番旗設置事業 (古い旗の取り換え含む)	7月 随時取り換え	・公募による設置承諾 の家	・公募新規登録 3軒(全体では132軒) ・旗及びポール新規購入
	④夏休みラジオ体操事業 児童・園児の夏休み中の早起き 健康的な生活習慣の育成	夏休み初期と終期 6:30~6:40	八幡公園、丸畑公園 蛇抜公園	・7月30日~8月5日、8月26日~28日 計10日間実施 8月28日(土)体操終了後、会場の親子草取り・清掃を実施
	⑤七夕まつり事業 ・人形小路に笹飾り行い、まち協 拠点を中心に各種イベントを実施	7月	人形小路一帯	・7月10日(土) 15:00~17:00開催 七夕飾り、スタンプラリー、○×クイズ、じゃんけん大会、的あて、 ポップコーン、記録に挑戦、バルーンアート、お楽しみ抽選会など 実施 参加者 405名(子どものみ)

G名	事業内容	日程	実施場所	実施状況
高齢者いきがいグループ	①深めあい事業 高齢者の健康づくり ・健康ストレッチ体操 ・ウォーキング 囲碁、手芸教室の開催 健康講演会の開催	毎月1回(第3水曜日) 毎月2回(第2・4土曜日) 囲碁毎週木曜、手芸第3金曜 2月	吉浜ふれあいプラザ 吉浜地区内複数コース 吉浜ふれあいプラザ 吉浜ふれあいプラザ	・健康ストレッチ体操の実施 毎月第3水曜日ふれあいプラザで実施 延420人参加 ・ウォーキング 毎月第2、第4土曜日に実施 延べ480人参加 3コースを設定(呉竹人形小路・芳川海岸・小池コース) ・囲碁教室の開催 毎週木曜日ふれあいプラザで実施(延300人) ・健康講演会開催 1月12日(水)開催 140人参加 講師 近藤医院額田医師 演題 「体の手入れをしてよりよく生きる」 身近な講師で、興味あるテーマであり大勢の参加者があった
	②こっこネット事業 ・要支援者ネットの確立と見守り ・サポーターの養成	7月～ 6月		・ネットの一環として“みんなの家”(障害者の自立支援施設)のサポートを実施 協力者を募集し1回/月実施
	③認知症対策事業 ・認知症サポーターの養成	8月	吉浜ふれあいプラザ	・8月28日(土) 吉浜チョイボケー座による認知症劇を上演 演目 “消えた鶏飯・夏でもでんちこ” 70名のサポーター養成
	④自然塾事業 ・作物の栽培収穫を通じて、高齢者と園児とのふれあいを行う	年間を通じて	ふれあい農園 (吉浜保育園) なかよし農園 (吉浜北部保育園)	・吉浜保育園“ふれあい農園” 玉ねぎ、じゃが芋、サツマイモ、えだまめ等の苗植えから、草取り収穫 を通して、園児とのふれあいを実施 ・吉北保育園“なかよし農園”に地元の会員により大根、蕪、人参などを収穫。12月7日(火)に、ぽっぽぽへとれたて野菜を持参、ふれあいを実施。サロンでは漬物にして食材として活用 ・9月敬老会、10月運動会等によりふれあい実施
	①菊一本でまちづくり事業 ・細工人形、菊人形の技術伝承、 高齢者と子供たちの異世代交流 をはかる。また、地域を花一杯に して、環境整備と活性化を図る	菊づくり 4月～10月の随時 花づくり 年間を通じて随時	人形小路を中心に 吉浜地区全体	・従来の幼稚園、吉小のほか今年度より地域の民家にも里親を依頼し 菊花鉢植えを実施 吉浜幼稚園…150本、 吉浜保育園・吉浜北保育園…各50本、 吉浜小…3年(小菊)230鉢, 4年(中菊)200本, 5・6年(大輪)250鉢 地域民家里親…中菊 120鉢(40人×3), ・その他…高浜中(中菊)350本, 南部まち協(中菊)100本 ・今年度は、苗づくり、土づくりを改善し、水やり指導を実施 結果 花の大きさ、出来栄は格段に向上した。夏の高温による開花 の遅れがあり、菊花展示期間を10日間延長した。また、3月から吉小 5年の、自分の育てた菊花の写生絵をふれあいプラザに展示した。
	②子供菊人形事業 ・子ども菊人形製作を通じて伝統 文化に関心を持ってもらい、技術 の習得、将来技術者の底辺拡大 をねらう	11月	人形小路一帯	・11月6日(土)～14日(日)の菊まつりに、子ども菊人形を展示 ふれあいプラザ2階…吉浜小“喜左衛門”パートII 7体 八百春…幼稚園“大きなかぶ”人物 4体、大かぶ、猫、犬、ネズミの 菊人形を展示 ・胴殻づくりを八百春で公開して製作した→菊人形の認知度向上 ・菊玉づくり方法の改良(水苔のいれ方・ゲージ採用による挿し長調整) ・花の飾り付け法の改良・設置場所変更(屋内展示)等 結果 出来栄と日持ちが大幅に向上した

G名	事業内容	日程	実施場所	実施状況
プラザ運営グループ	①サロン事業 来訪者が互いに情報交換したりくつろぎのひと時を過ごせるよう軽飲食の提供や、展示場を設置	4月～	吉浜ふれあいプラザ1階 サロンぽっぽぽ	・4月18日(日)お披露目、19日より「サロンぽっぽぽ」営業開始。 サロン経営委員会を中心に、スタッフを公募し営業開始。飲物、ランチを提供。地域の高齢者や住民の方々が飲食しながら近況を語り合ったりくつろぎの時を過ごしている。また、半数は市外からの来訪者である。来客数は年間37,100人、売上は9,800千円であった。
	②交流スペース事業 イ) 自分磨き事業 ・健康づくり体操教室開催 ・健康、福祉、栄養等講演会開催	平成22年4月1日より年間を通じて	吉浜ふれあいプラザ2階 交流スペース	・高齢者いきがいGでの深めあい事業に準じる 健康体操実施(1回/月 毎週水曜日) 健康講演会開催(1月12日(水)開催)
	ロ) ヤングママふれあい交流事業(新) ・ヤングママが気楽に集える場を提供する			・8月 吉小児童の昼食時の預かり(13回) ・1月 ヤングママふれあい交流のための環境整備実施 おもちゃ、絵本などの備品、部屋の柱部への緩衝材取り付けなど
	ハ) 地域活性化事業 ・地域の団体やグループの作品展示会の開催 ・子供たちの作品展示会開催			・開所式に合わせて、またその後も各種作品等を展示 ①4月 開所式に合わせ八幡町在住の書の入賞作品展示 また吉浜の、昔の写真、デジカメクラブの写真を展示 ②9月 吉小児童の絵展示
	ニ) 寺子屋事業 ・文化教室の開催 囲碁、将棋教室 お茶、書道等 ・昔の遊び教室(お手玉、竹トンボ)			③11月 吉小授業研究会パネル展示(吉小の活動) ④1月 第58回“郷土のお祭りの絵”展示 ⑤2月 吉浜小5年生の”私の育てた菊花”写生絵展示 ⑥2月 全国土雛・趣味の会折り紙作品・江戸時代のひな人形展示等 ・囲碁教室開催(毎週木曜日) 1月に「囲碁大会」を実施
	ホ) 子供たちと地域住民のふれあい事業			・1月から毎月1回手芸教室開催 ・4月 吉北保育園遠足時来訪 ・11月吉小2年生わがまち探検来訪 ・11月吉浜保育園児来訪 ・12月吉北保育園児ぽっぽぽへ育てた野菜持参
	③イベント広場事業 地域住民の世代間交流・地域共生の拠点、吉浜文化の伝承発展の場として地域住民・団体と連携・協力しながら運営する	5月、7月、11月 2月	イベント広場	・5月 花まつりと連携、花苗販売、アートバルーン等実施 ・7月 子どもグループの七夕まつり(イベント広場、交流スペース活用) 広場…受付、ポップコーン、的あて、スタンプラリー、抽選会等 交流スペース…記録に挑戦、昔の遊び、アートバルーン等 ・11月…焼き芋、包丁とぎ等
	1. 公共施設などの管理に関する事業			・4月18日(日)ふれあいプラザ開所式を実施 吉岡市長をはじめ来賓の方々33名、多くの町内会役員の方々の参加をいただいた。大正琴演奏・お汁粉ふるまい・施設見学等を実施。
	①ふれあいプラザ管理事業 高浜市より管理を委託されて、吉浜ふれあいプラザ建物、付属機器の日常管理を行うとともに、交流スペースの予約・受付などの事務処理を行う	平成22年4月1日より  交流スペース: 年末年始を除き開館	吉浜ふれあいプラザ	2階交流スペース: 昔の吉浜の写真、JAデジカメクラブの写真などを展示 イベント広場: お汁粉の振る舞い サロン: コーヒー提供 ・日常管理は、事務室当番者により、午前、午後2交代制により実施 ・交流スペース利用実績(平成22/4～23/3 までの1年間) 件数: 524件、 時間: 1,303時間、 人数: 8,008人

G名	事業内容	日程	実施場所	実施状況
本部運営	②安心・安全ステーション事業 吉浜の安心・安全拠点として また来訪者の案内、問い合わせ 窓口として運営する	年間を通じて 平日の9時～21時	安心・安全拠点	・平日の9時～21時まで2交代制により地域の安心・安全に対応 こっこパトロール活動、あいさつ声かけ活動、110番の旗設置事業等 の活動拠点として機能している。特に夜間での駅前の安心・安全に 役立っているとの声を聞く。 また、吉浜来訪者の道案内、落とし物の届出や、問い合わせも1日数件ある。
	③公園管理事業 吉浜地区にある公園9ヶ所と 児童遊園2ヶ所の除草・清掃、 低木の剪定、ゴミの廃棄、 公園内のトイレの清掃、及び 吉浜駅前トイレの清掃を実施	年間を通じて 年間決められた時間で 実施 ・水洗トイレ 25h/月 汲取トイレ 10h/月 ・清掃除草 186h/月 ・剪定 285h/年 ・運搬廃棄 13h/月	・吉浜地区公園9ヶ所 ・児童遊園2ヶ所 ・吉浜駅前トイレ	・清掃、除草に関しては計画通り実施中 ・トイレ扉破損、便器、付属機器へのいたずら(物や、砂等 のトイレへの詰め込み、トレットペーパー無駄使用、蛍光灯破損) 等が発生(特に大清水公園トイレでの発生が多い) 対策 注意書きの張り紙を張るなどを行った 処置 不具合の連絡があると、まず現地確認後、自分たちで出来るもの は適宜処置し、出来ないものは、即市担当部署に連絡し修理を 依頼。 ・ゴミの運搬・廃棄…毎週1回実施(回収し軽トラでクリーンセンターへ) ・低木の選定…年1回、また必要に応じて適宜実施
	④本部運営管理・広報	年間を通じて		
	④-1 広報担当の設置による情報 発信の充実 専任の広報担当者を設け、こっこ 通信の定期的発行とブログ立上げ によるタイムリーで内容豊富な 情報提供を図る		ブログ “吉浜ふれあいプラザ の空間”で検索	・専任の広報担当者を設置(4月) こっこ通信の定期的発行と内容の充実(写真増やし、見やすく) (4月 11号、9月 12号、1月 13号発行) ・インターネットブログの立上げによるタイムリーで、内容豊富な最新 情報の提供(ブログ立上げ 4月) 情報発信件数 107件 アクセス件数 16,000件 (遠く吉浜を離れて、数十年たった人からの感謝のメールがあった)
	④-2 情報掲示板の設置事業 地域住民が多く集う場(公園等)に 掲示板を設置し、地域内の様々な 情報を広く住民に発信し、まちづく りの情報共有化と参画意識の高揚 の一助とする	3月	6ヶ所 ・吉浜ふれあいプラザ ・小池町ポケットパーク ・北部保育園駐車場 ・丸畑公園 ・小中根公園 ・蛇抜公園	・ハード整備事業交付金を活用し、吉浜地区6ヶ所に、まちづくり協議会 や各町内会、地域の諸団体の様々な情報をタイミング良く掲示できる ように掲示板を設置した。名称「こっこふれあい掲示板」 ・ふれあいプラザ所在地の「由来書」の設置(3月) 吉浜ふれあいプラザの所在地は、昔から吉浜の中心地として位置づけ られた由緒ある土地であることから、由来書を設置した。 場所 プラザ建物南側(近藤医院側)

第2号議案

収入の部

平成22年度収支決算書

単位円

吉浜まちづくり協議会

項目	科目	予算額(a)	決算額(b)	差異(b-a)	備考
事業収入	事業受託金	62,000	62,000	0	自然塾事業
	事業交付金	12,091,000	12,091,000	0	地域内分権推進事業、市民予算枠事業
	管理委託金	7,786,197	7,786,197	0	ふれあいプラザ管理委託金
	ハード整備事業交付金	950,000	950,000	0	
雑収入	受取利息	1,000	2,653	1,653	貯金利息
	その他収入	50,000	10,400	△ 39,600	寄付金、その他
繰越金	前期繰越金	1,127,863	1,127,863	0	
収入合計		22,068,060	22,030,113	△ 37,947	

支出の部

グループ	科目	予算額(a)	決算額(b)	差異(a-b)	備考
環境	環境保全の推進に関する事業	360,000	362,804	△ 2,804	
防犯	防犯対策に関する事業	366,000	176,920	189,080	
防災	防災対策に関する事業	340,000	242,912	97,088	
子ども	子どもの健全育成に関する事業	450,000	420,335	29,665	
高齢者 いきがい	高齢者のいきがいに関する事業	462,000	304,496	157,504	
伝統文化	伝統文化の発展に関する事業	1,620,000	1,664,508	△ 44,508	
プラザ運営	ふれあいプラザの運営に関する事業	910,000	679,635	230,365	22年4月26日に「サロンぽっぽぽ」へ運営資金500,000円を出資
本部運営	1. 公共施設などの管理に関する事業				
	ふれあいプラザ管理事業	7,786,197	7,786,197	0	
	安心・安全ステーション事業	1,179,000	1,249,523	△ 70,523	
	公園管理事業	4,260,000	3,748,590	511,410	
	2. 本部運営・広報	2,956,000	2,353,726	602,274	
	※ハード整備事業 (広報掲示板設置:事業追加)	950,000	950,000	0	※広報掲示板設置工事費1,076,260円 不足分を予備費で補填
	予備費	428,863	126,260	302,603	※広報掲示板設置工事に充当
支出合計		22,068,060	20,065,906	2,002,154	

収支差額	収入	支出	差額	平成23年度へ繰り越し
	22,030,113	20,065,906	1,964,207	



サロンぽっぽっぽ 第1期 経営報告

H22. 4. 18~H23. 3. 31

項 目	計算式	金 額	備 考
総 売 上	A	10,106,360	来店客数3万5096人・平均単価288円
値引 チケット加算	B	-207,750	
ポイント50	C	-32,120	
まち協チラシ	D	-70,300	
値引計	$E=B+C+D$	-310,170	
正 味 売 上	$F=A-E$	9,796,190	
食 材 仕 入	G	4,267,226	
練習材料本部補助	H	-100,000	
正 味 仕 入	$I=G-H$	4,167,226	他に無償提供及び時間外努力仕入有
人 件 費	J	4,882,650	時給500円・他に無償ボランティア有
その他 経費	K	614,287	
経費合計	$L=J+K$	5,496,937	他に無償提供有
売上外収益 利息	M	301	
ゴンドラ販売手数料	N	97,085	20%の契約・例外的に10%契約有
営業外収益計	$O=M+N$	97,386	
経常利益	$P=F-I-L+O$	229,413	純売上に対する利益率2.3%

平成22年度 会計監査報告

平成22年度吉浜まちづくり協議会の会計について監査を行った結果、関係書類、領収書、預金通帳等いずれも正確かつ適正に処理されていることを認めます。

平成23年4月25日

監事 牧野茅也

監事 酒井凱夫

## 1 事業実施計画の概略

吉浜まちづくり協議会は、八幡町、新田町、小池町、屋敷町、呉竹町、芳川町の吉浜地区の人たちが、地域共通の課題の解決と、地域の魅力・長所を育むために、互いに協議し協働することにより、安心・安全で活気のある地域共生のまちづくりの推進に寄与することを目的として、次の事業を実施する。

具体的には、子どもの健全育成に関する事業、高齢者の生きがいに関する事業、伝統文化の発展に関する事業、防犯対策に関する事業、防災対策に関する事業、環境保全の推進に関する事業、及びふれあいプラザの運営に関する事業(交流スペース・イベント広場・サロンぽっぽ)を行う。

また、本年度より事業グループリーダーと町内会長を中心とした「代表者会議」の設置により、事業グループ間の協業性を向上しスムーズな事業展開を図るとともに、事務局を充実し、事務局会議の中で新規事業の企画や、まち協の運営方法の改善などに取り組んでいく。

## 2 事業の実施に関する事項

G名	事業計画	日程計画	実施場所	実施内容	地域計画との関連
子どもグループ	(1)ー①あいさつ・声かけ活動事業 吉小児童、高中生徒の登校時の安全確保と、大きな声で朝の挨拶ができるようにする	毎月5日、15日、25日 7:30～8:15	吉小校区内の8交差点 ・吉浜公民館西 ・屋敷町 ・吉浜小東 ・神谷板金前 ・山田橋 ・八幡社北側 ・八幡町4丁目 ・吉浜保育園東	校区内8ヶ所の交差点に立ち、7:30から45分間、登校する吉浜小児童や高浜中生徒に「おはようございます」の挨拶をするとともに、横断旗で交通安全を図る	(2)コミュニケーションの輪を広げよう No4 笑顔であいさつ事業
	(1)ー②こども110番宅訪問及び吉浜小学校通学路確認事業 吉浜小学校へ新入学する園児親子を対象に、通学路中の危険個所の確認及び途中にある110番宅を訪問する	3月	公募・訪問を承諾された110番宅	4月に吉浜小学校に入学する児童を対象に保護者も一緒に歩くことにより、危険個所や通学時間などを知らると同時に、通学路中の110番宅を訪問し家人と顔合わせを行う。	(8)あんな吉浜をつくろう! No27「こども110番」事業
	(1)ー③こども110番の旗設置事業 地域内での子どもを狙った犯罪を抑止し、子どもたちの安全を確保する	年間を通して(随時取り換え)	公募による設置承諾の家及び町内会の役員宅	子どもたちの安全確保のため、110番の旗を設置していただく家を募集し、ポールと旗を支給し子どもたちの目に付きやすいところへ設置する。	(8)あんな吉浜をつくろう! No27「こども110番」事業
	(1)ー④夏休みラジオ体操事業 児童・園児の夏休み中の早起きや健康的な生活習慣を育成する	夏休み初期と終期の10日間 6:30～6:40	八幡公園、丸畑公園、蛇抜公園、吉浜小の4ヶ所	地域ごとの会場に分かれて朝のラジオ体操を行う。最終日には、自分達の会場の清掃・除草を行い、きれいな公園維持の自覚をしてもらう	(9)心地の良い吉浜をつくろう! No28 みんなでまちをきれいにしよう事業
	(1)ー⑤七夕まつり事業 人形小路を中心に子どもたちが楽しめる七夕イベントを実施し地域交流の促進を図る	7月	人形小路一帯	人形小路一帯に吉小児童や3幼保園児の作った笹竹を飾り、子ども参加型の露店や昔の遊び、○×クイズ、じゃんけん大会、抽選会等で楽しんでもらうとともに、保護者や地域の人にも楽しんでもらう	(3)みんなの社交場をつくろう! No7 人形小路でYY(ワイワイ)しよう事業

G名	事業計画	日程計画	実施場所	実施内容	地域計画との関連
高齢者いきがいグループ	(2)ー①深めあい事業こっこウォーキング 健康づくりには足腰を鍛えることが重要であり、日常生活の中で身近な運動であるウォーキングにより、健康な体を作る	・毎月 第2・第4土曜日 ・年1回大会開催 11月	吉浜地区内コース (複数コースあり)	毎回1時間程度で、コースを変えて吉浜地区内の複数のコースを歩く。参加者には万歩計を貸与し、自らの歩数を確認し、成果を確認できるようにする。また、ウォーキングを通して仲間同士のコミュニケーションができ、健康意識の向上を図ると共に、さまざまなコースを歩くことで、地域の良いところの再発見もできる	(6)心も体もピカピカに磨こう No16 自分磨き事業
	(2)ー②こっこネット事業 高齢者世帯の「ちょっと困った」「ちょっと相談にのって欲しい」という困りごと・相談ごとの窓口となり安心して住めるまちづくりを進める	・サポーター研修会 開催 5月 ・困りごと、相談ごと 対応開始 4月	吉浜ふれあいプラザ	・地域に密着した協力者が必要なため、こっこネットサポーター(ネットの協力者)養成研修会を開催する サポーター育成目標 50人(各町10人) ・見守り活動を行い、困りごと、相談ごとへの対応を行う	(5)持ちつ持たれつ 支えあい・助け合いを 深めよう No13 こっこネット推進事業
	(2)ー③認知症対策事業 認知症について正しい知識を身につけることにより、地域での見守り力を向上させ安心して生活できるまちづくりを進める	・サポーター養成研修会 開催 8月 ・見守りマップ作製 検討 2月	吉浜ふれあいプラザ	・専門講師による認知症育成研修会を実施し、認知症サポーターを養成する。育成目標 50名 ・行政、民生委員等の協力を得て、地域見守りマップ作成を検討する。本年は第一段階として先進地研修を行う	(5)持ちつ持たれつ 支えあい・助け合いを 深めよう No14 認知症を知ろう事業
	(2)ー④健康講演会事業 健康な身体づくりに加え、健康な身体を維持するための知識の啓蒙を図る	・健康講演会開催 12月	吉浜ふれあいプラザ	高齢化に伴う体力低下と病気との関係や、病気治療の傾向等についての講演会を開催する	(6)心も体もピカピカに磨こう No16 自分磨き事業
	(2)ー⑤健康体操事業 高齢者の健康づくりのため、ストレッチを中心とした健康体操を開催する	・毎月 2回 第1・第3水曜日	吉浜ふれあいプラザ	ストレッチ体操を主体にした健康づく体操を行う。回数を増やしてほしいとの要望が多いため、今年度は2回/月実施する	(6)心も体もピカピカに磨こう No16 自分磨き事業
	(2)ー⑥自然塾事業 ふれあい農園、仲よし農園等の作物の栽培、収穫等を通して園児とのふれあい、交流を行う	年間を通して	ふれあい農園(吉浜保) 仲よし農園(吉北保)	吉浜保育園、吉浜北部保育園の農園の作物の植付け草取り、手入れ、収穫等を通して園児とふれあい、作物を育てる喜びや楽しさを知ってもらう	(6)心も体もピカピカに磨こう No15 吉浜自然塾事業

G名	事業計画	日程計画	実施場所	実施内容	地域計画との関連
伝統文化グループ	(3)－①菊1本でまちづくり事業 市の花である菊の栽培を通じて異世代交流による地域の活性化、菊花を利用した菊人形の製作による伝統文化の伝承をはかり、菊の育成を通じて自然とのふれあいや情操教育に資する	年間を通して	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菊畑</li> <li>・苗育成温室</li> <li>・ふれあいプラザ</li> <li>・人形小路</li> <li>・吉浜小学校</li> <li>・地域内幼保園</li> <li>・地域住民、高中等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11月～12月 菊畑の耕運と整備、施肥</li> <li>・12月～3月 親菊の植え付けと管理</li> <li>・5月～6月 菊の芽摘みと育苗箱への挿し芽、育成</li> <li>・7月～10月 菊苗の定植と育成管理(水やり、施肥) 吉浜小 550本、幼保園 各50本、里親 250鉢、その他高中 350本、他のまち協等へ菊苗配布</li> <li>・11月 菊まつりでの菊花の展示(吉小、幼保園、里親) 吉浜小児童の菊花展示法の改善、大輪の里親化</li> </ul>	(1)吉浜“遺伝子”を未来へつなごう No1 菊1本でまちづくり事業
	(3)－②子ども菊人形事業 吉浜の伝統文化である菊人形を菊花の栽培から菊人形の製作展示を通じ、地域住民と子供達との異世代交流、自然との触れ合いを通じた子ども達の情操教育、親を巻き込んだ地域の連帯と活性化を図る	11月 菊人形製作展示 講演会(日程検討) (菊人形研究家 川井ゆう先生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉浜小学校</li> <li>・地域内幼保園</li> <li>・吉浜ふれあいプラザ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内幼保園には、菊師が作った胴殻に予め作った菊玉(菊花)を挿して菊人形を完成。菊玉挿しは、まち協会員が指導。製作する菊人形は各園の希望する人形</li> <li>・吉小児童は、5、6年生が菊玉づくりも自分たちで行い、胴殻に挿して菊人形を完成する。製作人形は児童の希望する人形</li> </ul>	(1)吉浜“遺伝子”を未来へつなごう No1 菊1本でまちづくり事業 No2 “遺伝子”継承者養成事業
	(3)－③吉浜細工人形製作技術継承に関する事業 350年以上に渡って伝承されてきた「吉浜細工人形」の製作技術を伝承していくため、研修のできる工房を設置し、地域ぐるみで後継者の育成を行う。	4月～5月	・柳池院内伝承工房	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製作過程の研修が可能な工房を整備する 研修用設備、備品、道具等を準備</li> <li>・製作過程が体験可能な場所を設け、児童や一般住民の方に体験できるようにする(一部の工程)</li> <li>・製作技術、技能内容を見える化する(VTR、ガイド等)</li> <li>・定期的研修ができるよう計画書を作成し、展開する</li> <li>・育成対象者を地域内の団体を通じて募集する</li> </ul>	(1)吉浜“遺伝子”を未来へつなごう No1 菊1本でまちづくり事業 No2 “遺伝子”継承者養成事業

G名	事業計画	日程計画	実施場所	実施内容	地域計画との関連
防犯グループ	(4)－①徒歩パトロール事業 毎月15日に校区内の道路を徒歩でパトロールを行い、犯罪抑止と防犯対策意識の向上を図る	毎月 15日	吉浜小校区内	・毎月15日を「住護」の日として、校区内5町内を順番に徒歩でパトロールする事により、犯罪の抑止と防犯意識の向上を図る。また、パトロール実施時にゴミ拾いを行い環境美化にも貢献する。 ・随時吉浜小学校校内、幼稚園内、保育園内のパトロールを行う	(8)あんきな吉浜をつくろう！ No25 こっこパトロール事業
	(4)－②青パト体験乗車事業 子どもたちに青パトに体験乗車してもらうことで、防犯意識の向上と、交通安全への意識向上を図る	7月	吉浜小校区内	夏休み期間中に吉浜小児童に青パトに乗ってもらい学校周辺を巡回し、交通の危険箇所確認や、車載マイクを活用して防犯啓発活動等を行う	(8)あんきな吉浜をつくろう！ No25 こっこパトロール事業
	(4)－③みんなで吉浜を“マモルンジャー”事業 ・他の団体、警察等と連携した防犯、交通安全活動 ・防犯、防災用緊急連絡網の作成、整備	・年間を通した防犯交通安全活動 ・防災Gと連携した緊急連絡網作成 11月	吉浜小校区内	・吉浜地区団体のイベント開催時の交通安全活動(花まつり、七夕まつり、菊祭り、雛行列開催時など) ・警察、行政等と協働による防犯、交通安全活動 ・青パト講習会実施者資格取得の推進 ・防災グループと連携し、犯罪発生時、行方不明者捜索、災害発生時などの緊急連絡網の作成と、実活動へ向けた検討	(8)あんきな吉浜をつくろう！ No21 みんなで吉浜をマモルンジャー事業
	(4)－④青パト防犯パトロール事業 ・青色回転灯装着車を使用して、児童の下校時に合わせて通学路や公園の見回り、声かけを行う。また、夜間は防犯を主として住宅地や公園等をパトロールする ・青パトの町内会防犯パトロールへの活用	年間を通して 昼間 3回/週 夜間 2回/週	吉浜小校区内	・昼間は児童の下校時間に合わせて、通学路を中心に声かけ、見回りを行う。 ・夜間のパトロールは、防犯パトロールとして住宅地を主体に、公園等コースを変えて巡回する ・また、犯罪発生時等随時深夜パトロールを実施する  ・夜間週3日以外の青パト車の空き時間を利用して、町内会の夜間防犯パトロールに活用する	(8)あんきな吉浜をつくろう！ No25 こっこパトロール事業

G名	事業計画	日程計画	実施場所	実施内容	地域計画との関連
防災グループ	(5)ー①吉浜地区避難所倉庫の資機材拡充事業 避難所開設に最低限必要な資機材の拡充を3年計画の最終年度として配備する	6月	避難所倉庫	大規模地震発生による避難所開設に備え、今年度はパックされた毛布を配備する	(8)あんきな吉浜をつくろう！ No21 みんなで吉浜をマモルンジャー事業 No22 “あんき”の輪を広げよう事業
	(5)ー②災害時安否確認シートの配備事業 災害発生時に隣組の人の安否確認をするためのシートを配備する	11月	各町内会	各町内会の班別に安否確認シートをビニールケースに入れ、前年度・当年度・次年度の班長宅に配備し災害発生時に対応できるようにする	(8)あんきな吉浜をつくろう！ No22 “あんき”の輪を広げよう事業
	(5)ー③救命処置訓練事業 救命処置訓練により、いざという時に人命救助できる人と、AED装置の取り扱いのできる人を育成する	1月	吉浜ふれあいプラザ	吉浜地区5町内会の役員、及びまち協関係者の中から受講者を選定し、消防署の普通救命講習(3時間コース)を受講する(受講者18名)	(8)あんきな吉浜をつくろう！ No21 みんなで吉浜をマモルンジャー事業
	(5)ー④吉浜地区避難所倉庫の更新事業 備蓄資機材の種類・数量の拡充に伴い、倉庫容積向上のために更新する	6月	吉小敷地内 (現避難所倉庫跡)	倉庫の更新に併せて、保管性能を向上させ(断熱性)資機材の劣化防止をはかり、保管状態を整然化し維持管理と活用時の利便性を向上する。また、現用の倉庫は、まち協安心・安全ステーションに移設し倉庫として再利用する	(8)あんきな吉浜をつくろう！ No21 みんなで吉浜をマモルンジャー事業 No22 “あんき”の輪を広げよう
	(5)ー⑤家具転倒防止対策講習会開催事業 地震災害発生時の家具転倒による人的被害の最小化を図るための講習・実技会を開催する	11月	吉浜公民館	家具の転倒防止対策方法について、講義・実技講習会を開催し、具体的防止対策を実施し人的災害を最小限に抑える	(8)あんきな吉浜をつくろう！ No21 みんなで吉浜をマモルンジャー事業
	(5)ー⑥避難所倉庫資機材管理事業 避難所倉庫の資機材を定期的にチェックし、災害発生時に支障なく活用できるようにする	7月	吉小校内避難所倉庫	毎年2回、定期的にチェックシートに基づき資機材の数量をチェックする	(8)あんきな吉浜をつくろう！ No21 みんなで吉浜をマモルンジャー事業
	(5)ー⑦防災訓練実施事業 大地震発生に備え、各団体が連携した発生初動訓練を実施する	8月	吉浜小学校	町内会、市本部と連携し人の救出、搬送、消火器の使い方、けがの手当て法等災害発生時の初動訓練を実施する	(8)あんきな吉浜をつくろう！ No21 みんなで吉浜をマモルンジャー事業

G名	事業計画	日程計画	実施場所	実施内容	地域計画との関連
環境グループ	(6)-①道路清掃事業 地域住民・近隣企業の参加により、モデル道路の清掃、除草活動を行い、交流を深めながら環境美化意識を高めるとともにきれいな吉浜をつくる	年2回 7月24日(日) 2月12日(日)	7月 衣浦湾沿岸道 碧南高浜環状道 2月 県道名古屋碧南道 各町内道路	年2回、県道、市道等の一般道を地域住民、近隣企業と協働でゴミ拾いと除草を行う。実施場所については、町内会と調整して決定する	(9)心地の良い吉浜をつくろう No28 みんなでまちをきれいにしよう事業
	(6)-②公園・道路の美化事業 公園や広場の一角、歩道の植え込み等を利用して花いっぱい空間を作り、安らぎのあるまちづくりを行う	年間を通して	・校区内各公園 ・吉浜駅前 ・小池町5丁目 ポケットパーク ・碧南高浜環状道	花壇の里親制度により、地域住民や団体の方に維持管理をお願いする。現在、個人14名と6団体の里親に、計20ヶ所の花壇をお願いしている。また、碧南高浜環状道の歩道約1kmを、愛知県の愛・道路パートナーシップ事業に登録し、環境美化を進めていく	(9)心地の良い吉浜をつくろう No30 吉浜じゅうを花いっぱいにしてしよう事業
	(6)-③野鳥観察会事業 吉浜の海岸付近に飛来する野鳥を観察する中で、自然の良さの共生について考える機会とする	年1回 11月	衣浦湾沿岸道	11月末ころ衣浦湾沿岸で、数名のインストラクターの指導のもと、野鳥観察を行い自然とのふれあいを楽しむ。沿岸道に飛来する野鳥の絵看板を設置し、野鳥の姿を見てもらう。また、帰りには道路のゴミ拾いを行い環境美化にも貢献する	(9)心地の良い吉浜をつくろう No29 美しい海をふたたび事業



G名	事業計画	日程計画	実施場所	実施内容	地域計画との関連
プラザ運営グループ	(7)ー①サロン運営事業 住民や来訪者が互いに情報交換したり、くつろぎのひと時を過ごせるよう、サロンで軽飲食を提供する。また作品展示や手工芸品の販売、情報発信資料等を配布する(主管:サロン経営委員会)	1年を通じて	サロン“ぼっぼっぼ”	・軽飲食の提供…モーニングセット、コーヒー、紅茶、抹茶、ジュース等の各種飲み物を提供 ・ランチ提供…とりめし、チラシずし(お代わり自由)(団体の方、交流スペース利用者には交流スペースへもランチ、コーヒーを提供) ・展示コーナー…趣味の作品や工芸品の展示、販売 ・サロン壁面を活用した地元作家の写真・絵等の展示	(3)みんなの“社交場”をつくろう! No6 吉浜ふれあいプラザ & ふるさと広場運営事業
	(7)ー②寺子屋事業 地域の方が講師となり、趣味の教室や、文化教室、パソコン教室等を開催し、趣味や生活の知恵、技術技能等の伝承を進める	1年を通して	交流スペース	地域住民の方が自分の特技や趣味をいかして講師となり、囲碁、手芸、折り紙、切手アート、パソコン等の教室を開催する。高齢者や子供達にも参加してもらい引きこもりの減少、趣味仲間や異世代間交流等でふれあい、交流の場を提供する	(3)みんなの“社交場”をつくろう! No8 寺子屋事業
	(7)ー③イベント広場事業 地域住民や団体の方と連携して世代間交流・地域共生・伝統文化の伝承発展の場を提供しいろいろなイベントを開催する			花まつり、七夕まつり、菊まつり、雛めぐり等に合わせたイベントを開催する。今年は、菊祭りに合わせ餅つき大会を行う。また、家庭菜園の余剰野菜販売、花や野菜の苗作りによる苗販売等を計画している	(3)みんなの“社交場”をつくろう! No6 吉浜ふれあいプラザ & ふるさと広場運営事業
	(7)ー④地域の児童・グループの作品展示事業 地域の児童や園児、団体、グループの作品をプラザ交流スペースに展示し地域住民に見てもらう			吉浜小学校児童や、幼稚園・保育園の園児及び地域の団体・グループ等の作品を適宜展示して、地域住民の方々に見ていただき交流をはかる	(3)みんなの“社交場”をつくろう! No6 吉浜ふれあいプラザ & ふるさと広場運営事業
	(7)ー⑤子どもたちと住民のふれあい事業 子どもたちの学習時間等にふれあいプラザに来てもらい地域の方とのふれあい、交流の場を作る			吉浜小学校児童の地域社会見学や幼稚園・保育園の遠足、散歩等の時間にふれあいプラザに来てもらう。プラザの見学を行うとともに、地域の歴史や伝統文化等について地域の住民の方に講師になっていただき、ふれあい、交流をはかる	(3)みんなの“社交場”をつくろう! No6 吉浜ふれあいプラザ & ふるさと広場運営事業
	(7)ー⑥ヤングママふれあい交流事業 子連れの若いお母さん達が気楽に集まり、話し合いのできる場を提供する			若いお母さん達が幼稚園・保育園児を送った後、幼子を連れて、ふれあいプラザに来てもらい幼子たちの面倒を見ながらコーヒーでも飲んでもらい、育児についての悩みや相談、趣味等を気楽に話し合える場を提供する	(3)みんなの“社交場”をつくろう! No6 吉浜ふれあいプラザ & ふるさと広場運営事業

G名	事業計画	日程計画	実施場所	実施内容	地域計画との関連
よしはまふれあいフェスタ事業（5周年記念イベント）	<p>(8)よしはまふれあいフェスタ事業 吉浜まちづくり協議会発足後 5年目を迎え、個々の事業に してはそれなりの成果を上げて いると思うが、さらに地域住民 の方にまち協活動を知ってもら うとともに事業運営体制の改 善を通じてまち協構成団体の 方々の一層の協力を得て、ま ち協活動を住民に浸透させる ために、記念イベントを開催 する</p>	<p>平成23年4月～12月 企画～実施</p> <p>メインイベント開催 12月3・4日</p> <p>各団体行事への 協賛検討</p>	<p>吉浜校区内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉浜小学校</li> <li>・吉浜小学校体育館</li> <li>・公民館</li> <li>・公民館駐車場等</li> <li>・ふれあいプラザ</li> <li>・人形小路一帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画委員会の立ち上げ (構成各団体と連携)</li> <li>・イベントの企画内容の検討 (全体ストーリー・テーマ) (構成各団体とまとめ、調整)</li> <li>・企画内容について、住民へ アンケートの実施とまとめ (市民参加)</li> <li>・各ステップ毎に定期的に報 告し、意見の調整実施 (報告と情報のオープン化)</li> <li>・具体的イベント内容の検 討、調整 (まちづくりを意識したプ ログラム)</li> <li>・まちづくり前夜祭の開催 運動会形式の各種プログラ ム 活動内容の展示会 子ども商店街などなど</li> <li>・芸能、趣味の発表会開催 と展示 合唱、野菜マーケットなど (企画検討遂行中)</li> </ul>	<p>No11吉浜をもっと 知りたい・知らせたい 事業</p> <p>No18温銭交流 (地域通貨)事業</p>

G名	事業計画	日程計画	実施場所	実施内容	地域計画との関連
本部運営	(9)公共施設等の管理に関する事業 (9)ー①ふれあいプラザ管理事業 ふれあいプラザの建物、付属機器等の日常管理、及びプラザ利用に関する事務処理業務を行う	1年を通して	吉浜ふれあいプラザ全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいプラザ建物や付属機器が正常に機能するよう日常管理、保守点検等を行う。</li> <li>・交流スペースの活用及びサロンぽっぽぽ利用についての、受付・事務処理業務等を行う</li> </ul>	(3)みんなの“社交場”をつくろう！ No6 吉浜ふれあいプラザ & ふるさと広場運営事業
	(9)ー②安心・安全ステーション事業 吉浜の防犯・防災の拠点としてまた吉浜駅前の立地に伴う夜間の犯罪抑止、吉浜来訪者の問い合わせや案内窓口として運営する	1年を通して 平日の9時～21時 (2交代制)	安心・安全ステーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色パトロール活動拠点として青パト車を保管管理しパトロール者の管理等防犯パトロール全般の運営管理を行う</li> <li>・防災訓練実施に関する器具、備品等の管理</li> <li>・子どもグループのあいさつ声かけ活動及び110番の管理運営の拠点とする</li> <li>・吉浜来訪者の道案内や建物等の問い合わせ窓口と</li> </ul>	(8)あんな吉浜をつくろう！ No24 吉浜の“ほっと”ステーション事業
	(9)ー③公園管理事業 吉浜小学区内にある9ヶ所の公園、2ヶ所の児童遊園の清掃・トイレの清掃、及び吉浜駅前の清掃・トイレの清掃等の維持管理を、個人や団体と連携して行う	1年を通して	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大清水公園 ・大坪公園</li> <li>・八幡公園 ・山田公園</li> <li>・八幡児童遊園</li> <li>・小中根公園 ・丸畑公園</li> <li>・高平公園 ・竜田公園</li> <li>・神明児童遊園</li> <li>・蛇抜公園 ・吉浜駅前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、児童遊園等の清掃、除草及びトイレの清掃と維持管理をいきいきクラブや個人の方において実施する</li> <li>・実施方法…公園の面積、トイレの種類(水洗、汲取)により基準を決めて行う</li> <li>・低木の剪定、ゴミ回収廃棄</li> <li>・その他清掃担当者からの情報、ゴミ回収時や青パトパトロール時の情報、住民からのいろいろな連絡情報等に基づき、確認後自ら修理したり、市担当部署へ修理依頼する</li> </ul>	(9)心地の良い美しい吉浜をつくろう！ No28 みんなでまちをきれいにしよう事業
	(9)ー④本部運営管理・広報 まちづくり協議会活動を継続、充実し、円滑に進めるため、またまち協活動を広く住民の方々に知ってもらい、さらに協力者を増加するために活動する	1年を通して	吉浜ふれあいプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部運営管理関係 運営管理全般(会議、事務、会計処理等)</li> <li>・広報関係 こっこ通信発行、ブログの運営、広報用掲示板管理 PR用カラーパンフレット作製等により地域住民、団体への広報を行う</li> </ul>	地域計画全般

## 第4号議案

収入の部		平成23年度収支予算書(案)		単位円	吉浜まちづくり協議会
項目	科目	23年度予算額(a)	22年度決算額(b)	差異(a-b)	備考
事業収入	事業受託金	62,000	62,000	0	自然塾事業
	事業交付金	17,824,000	12,091,000	5,733,000	地域内分権推進事業、市民予算枠事業
	管理				
	管理委託金	7,845,509	7,786,197	59,312	ふれあいプラザ管理委託金
	ハード整備事業交付金	0	950,000	△ 950,000	
雑収入	受取利息	1,000	2,653	△ 1,653	貯金利息
	その他収入	50,000	10,400	39,600	寄付金、その他
繰越金	前期繰越金	1,964,207	1,127,863	836,344	
	収入合計	<b>27,746,716</b>	22,030,113	5,716,603	

## 支出の部

事業	科目	23年度予算額(a)	22年度決算額(b)	差異(a-b)	備考
子ども	子どもの健全育成に関する事業	550,000	420,335	129,665	
高齢者 いきがい	高齢者の生きがいに関する事業	462,000	304,496	157,504	
伝統文化	伝統文化の発展に関する事業	2,350,000	1,664,508	685,492	細工人形製作技術継承支援
防犯	防犯対策に関する事業	440,000	176,920	263,080	
防災	防災対策に関する事業	1,790,000	242,912	1,547,088	避難所倉庫更新
環境	環境保全の推進に関する事業	380,000	362,804	17,196	
プラザ運営	ふれあいプラザの運営に関する事業	120,000	679,635	△ 559,635	
	よしはまふれあいフェスタ事業	4,000,000	0	4,000,000	地域住民の方に、まち協活動をより知ってもらうための5周年記念イベントを開催
本部運営	1. 公共施設などの管理に関する事業				
	ふれあいプラザ管理事業	7,845,509	7,786,197	59,312	
	安心・安全ステーション事業	1,021,000	1,249,523	△ 228,523	
	公園管理事業	3,950,000	3,748,590	201,410	
	2. 本部運営管理・広報	2,500,000	2,353,726	146,274	
	※ハード整備事業	0	950,000	△ 950,000	単年度事業であり、22年度に広報掲示板設置工事を終了
	予備費	2,338,207	126,260	2,211,947	
	支出合計	<b>27,746,716</b>	20,065,906	7,680,810	

## 吉浜まちづくり協議会 規約改定（案）について

改訂 平成23年5月15日  
吉浜まちづくり協議会  
理事長 井野 清彦

吉浜まちづくり協議会も発足後5年目を迎えますが、まち協活動をさらに強化し、より多くの住民の方々にまち協活動に参加していただくためには、まち協の組織・運営方法を一度見直した方がよいのではないかという意見があり、平成22年の11月からグループリーダー、町内会長、構成団体の長などの方々に参加していただき、検討してまいりました。

その結果、添付しますように改定（案）がまとまりましたので、皆様にご検討をお願いするものです。

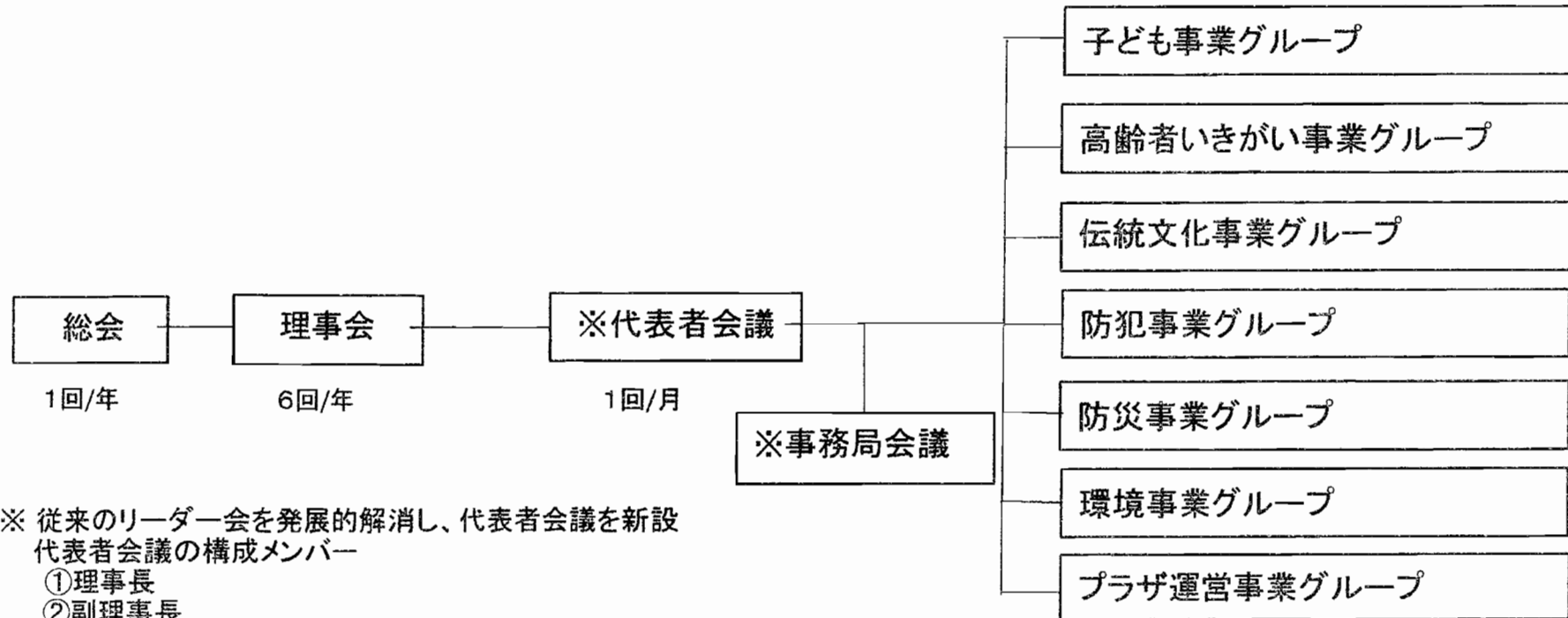
### 今回の主な改訂項目

- (1) まち協の企画力、調整力を強化し、事業の展開、実施をスムーズにするために、従来のリーダー会を発展的に解消し、新たに「代表者会議」を新設し、その役割、位置付け、権限等を明確にする
- (2) 理事会の開催要件、議決基準を規定するとともに、定期的開催とし回数を増やす（1／2ヶ月、年6回）
- (3) 事業グループに、必要に応じてサブリーダーを置くことができることを追加
- (4) 吉浜まち協の事業にプラザ運営事業を追加するとともに、活動の独自性より事業内容の順番を入れ替える年6回（環境、防犯、防災…→子ども、高齢者生きがい、伝統文化…）
- (5) その他用語の統一、議事録や決定事項の配布などの規定化等

# 吉浜まちづくり協議会 運営体制改正(案)

平成23年5月15日  
吉浜まちづくり協議会

※印 改正箇所



※ 従来のリーダー会を発展的解消し、代表者会議を新設  
代表者会議の構成メンバー

- ①理事長
- ②副理事長
- ③事業グループリーダー
- ④町内会長
- ⑤事務局

なお、代表者会議メンバーは、必要に応じて追加選任  
できる

※ 事務局会議  
企画・運営などの検討

◆第1章 総則

◆第2章 目的及び事業

改定前	改定後
<p>第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この会は、吉浜まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 協議会の事務所は、高浜市屋敷町二丁目3番地15に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 協議会は、吉浜小学校区内の住民が互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに、安心・安全で活気のある地域共生のまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境保全の推進に関する事業</li> <li>(2) 防犯対策に関する事業</li> <li>(3) 防災対策に関する事業</li> <li>(4) 高齢者の生きがいに関する事業</li> <li>(5) 子どもの健全育成に関する事業</li> <li>(6) 伝統文化の発展に関する事業</li> <li>(7) その他協議会の目的達成のために必要な事業</li> </ol>	<p>第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 同左</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 同左</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 協議会は、吉浜小学校区内の住民及び各種団体が連帯感と自治意識を持ち、地域の課題を解決し魅力・長所を伸ばし育むために、互いに協議・調整し、協働することにより、安心・安全で活気のあるまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>子どもの健全育成に関する事業</u></li> <li>(2) <u>高齢者の生きがいに関する事業</u></li> <li>(3) <u>伝統文化の発展に関する事業</u></li> <li>(4) <u>防犯対策に関する事業</u></li> <li>(5) <u>防災対策に関する事業</u></li> <li>(6) <u>環境保全の推進に関する事業</u></li> <li>(7) <u>ふれあいプラザの運営に関する事業</u></li> <li>(8) <u>その他協議会の目的達成のために必要な事業</u></li> </ol>

◆第3章 会員

改定前	改定後
<p>第3章 会員 (会員の種別)</p> <p>第5条 協議会の会員は、次の2種とする。</p> <p>(1) 正会員 協議会の運営に参画する個人</p> <p>(2) 協力会員 協議会の趣旨に賛同して、協議会の活動に参加し、又は支援する個人又は団体</p> <p>(入会)</p> <p>第6条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。</p> <p>(1) 吉浜小学校区内に在住し、若しくは在勤する者又は協議会が実施する事業に関係する者であること。</p> <p>(2) 宗教活動に利用する者でないこと。</p> <p>(3) 暴力団員又はその関係者でないこと。</p> <p>(会員の資格の喪失)</p> <p>第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 別に定める退会届(以下「退会届」という。)を提出したとき。</p> <p>(2) 本人が死亡し、又は協力会員である団体が解散したとき。</p> <p>(3) 除名されたとき。</p> <p>(退会)</p> <p>第8条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。</p>	<p>第3章 会員 (会員の種別)</p> <p>第5条 同左</p> <p>(入会)</p> <p>第6条 同左</p> <p>(2) <u>宗教活動及び政治活動</u>に利用する者でないこと。</p> <p>(会員の資格の喪失)</p> <p>第7条 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) <u>前条第1項の正会員の資格を喪失したとき</u></p> <p>(退会)</p> <p>第8条 会員は、<u>原則として、グループリーダーを経由して理事長に退会届を提出し、任意に退会することができる。</u></p>



## ◆第3章 会員

## ◆第4章 役員等

改定前	改定後
<p>(除名)</p> <p>第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>(1) 協議会の名誉を傷つけ、又は協議会の趣旨目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(2) 公の秩序を乱す行為をしたとき。</p> <p>(3) その他会員として適当でないと認められるとき。</p> <p>2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名を議決する総会において弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>第4章 役員等 (役員の種類及び定数)</p> <p>第10条 協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 30人以上60人以内</p> <p>(2) 監事 1人以上3人以内</p> <p>2 理事の中から次の役職を設ける。</p> <p>(1) 理事長 1人</p> <p>(2) 副理事長 1人以上3人以内</p> <p>(選任等)</p> <p>第11条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。</p> <p>2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。</p>	<p>(除名)</p> <p>第9条 同左</p> <p>第4章 役員等 (役員の種類及び定数)</p> <p>第10条 同左</p> <p>(選任等)</p> <p>第11条 同左</p> <p>2 理事長及び副理事長は、<u>理事の中から選任し総会で決議する。</u></p>

◆第4章 役員等

改定前	改定後
<p>3 監事は、理事又は協議会の事務局職員を兼ねることができない。</p> <p>(職務)</p> <p>第12条 理事長は、協議会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。</p> <p>4 監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。</p> <p>(任期等)</p> <p>第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠のため、又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>(解任)</p> <p>第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p>	<p>3 <u>役員欠員が発生した場合の補充は、理事の互選及び理事会において決定する。その間、業務に支障が出ないよう、理事長が代行者を指名することができる。</u></p> <p>4 監事は、理事又は協議会の<u>事務局職員</u>を兼ねることができない。</p> <p>(職務)</p> <p>第12条 同左</p> <p>(任期等)</p> <p>第13条 同左</p> <p>(解任)</p> <p>第14条 同左</p>

◆第4章 役員等

改定前	改定後
<p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。</p> <p>2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、解任を議決する総会において弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第15条 役員は、無報酬とする。</p> <p>2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。</p> <p>3 前項に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>(顧問)</p> <p>第16条 協議会に顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、若干名とし、有識者のうちから、理事会の推薦を経て理事長が委嘱する。</p> <p>3 顧問は、必要に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。</p> <p>(事業グループ)</p> <p>第17条 協議会は、第4条各号に掲げる事業ごとに事業グループを設けることができる。</p> <p>2 正会員は、いずれかの事業グループに所属するものとする。この場合において、事業遂行上必要があると認めるとき、又は本人が希望するときは、複数の事業グループに所属することができる。</p> <p>3 事業グループにグループリーダーを置き、理事であるグループ員の中からグループ員の互選によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第15条 同左</p> <p>(顧問)</p> <p>第16条 同左</p> <p>(事業グループ)</p> <p>第17条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 事業グループにグループリーダーを置き、その選出は理事であるグループ員の中からグループ員の互選によって定める。また必要に応じてサブリーダーを置くことができ、その選出はグループ員の互選とする。</p>

◆第5章 総会

改定前	改定後
<p>第5章 総会 (事務局及び職員)</p> <p>第18条 協議会は、事務を処理するための事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。</p> <p>2 職員は、理事長が任免する。</p> <p>3 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。</p> <p>(総会の種別)</p> <p>第19条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。</p> <p>(構成)</p> <p>第20条 総会は、正会員をもって構成する。</p> <p>(権能)</p> <p>第21条 総会は、次の事項について議決する。</p> <p>(1) 規約の変更</p> <p>(2) 協議会の解散</p> <p>(3) 事業計画及び収支予算</p> <p>(4) 事業報告及び収支決算</p> <p>(5) 役員を選任又は解任</p> <p>(6) その他運営に関する重要事項</p> <p>(開催)</p> <p>第22条 通常総会は、毎年1回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。</p>	<p>第5章 総会 (事務局)</p> <p>第18条 協議会は、事務を処理するための事務局を設け、<u>事務局長及び事務局員</u>を置く。</p> <p>2 <u>事務局長及び事務局員</u>は、代表者会議の承認を経て、理事長が任免する。</p> <p>3 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、<u>代表者会議</u>の議決を経て理事長が別に定める。</p> <p>(総会の種別)</p> <p>第19条 同左</p> <p>(構成)</p> <p>第20条 同左</p> <p>(権能)</p> <p>第21条 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 役員を選任又は解任及び<u>会員の除名</u></p> <p>(6) 同左</p> <p>(開催)</p> <p>第22条 同左</p>

改定前	改定後
<p>(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。</p> <p>(招集)</p> <p>第23条 総会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。</p> <p>(定足数)</p> <p>第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(議決)</p> <p>第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この規約で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(表決権等)</p> <p>第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p>	<p>(招集)</p> <p>第23条 同左</p> <p>(議長)</p> <p>第24条 同左</p> <p>(定足数)</p> <p>第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。<u>ただし、委任状提出者も出席とみなすことができる。</u></p> <p>(議決)</p> <p>第26条 同左</p> <p>(表決権等)</p> <p>第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決する。<u>又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</u></p>

## ◆第5章 総会

## ◆第6章 理事会

改定前	改定後
<p>2 前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第46条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第47条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第28条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 <u>総会資料・総会議事録などは、各種団体の全員が閲覧できるように回覧することができる。</u></p>
<p>第6章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第29条 理事会は、理事をもって構成する。</p> <p>(権能)</p> <p>第30条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p>	<p>第6章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第29条 同左</p> <p>(権能)</p> <p>第30条 同左</p>

◆第6章 理事会

改定前	改定後
<p>(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 (開催) 第31条 理事会は、理事長が必要と認めた場合に開催する。</p> <p>(招集) 第32条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。 (議長) 第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。</p> <p>(議決) 第34条 理事会における議決事項は、第32条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(開催) 第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、概ね年6回開催を目処とする。 (1) 理事長が必要と認め、召集の請求をしたとき。 (2) 代表者会議からの要請があったとき。 (3) 理事総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。</p> <p>(招集) 第32条 同左</p> <p>(議長) 第33条 同左 (定足数) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">条文追加</span></p> <p>第34条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(議決) 第35条 理事会における議決事項は、第32条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

◆第6章 理事会

改定前	改定後
<p>(表決権等)</p> <p>第35条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p>	<p>(表決権等)</p> <p>第36条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。<u>ただし、その書面に各議案についての賛否の意思表示を必要とする。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第37条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 <u>議事録は、その理事会への出欠席の如何にかかわらず、全員に配布される。</u></p>



◆第7章 リーダー会

◆第7章 代表者会議

改定前	改定後
<p>第7章 リーダー会 (構成) 第37条 リーダー会は、理事長、副理事長、事業グループリーダー、事務局長及び事務局職員をもって構成する。</p> <p>(権能) 第38条 リーダー会は、次の事項について議決する。 (1) 理事会に付議すべき事項 (2) その他事業グループ間の調整を要する事項</p> <p>(会議) 第39条 リーダー会は、理事長が必要と認めた場合に開催する。</p> <p>2 リーダー会は、理事長が招集する。 3 リーダー会の議長は、理事長がこれに当たる。 4 リーダー会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>第7章 <u>代表者会議</u> (構成) 第38条 <u>代表者会議は、理事長、副理事長、事業グループリーダー、町内会長、事務局長及び事務局員をもって構成する。また、必要に応じてメンバーを追加選任することができる。</u></p> <p>(権能) 第39条 代表者会議は、次の事項について議決する。 <u>(1) 理事会の開催</u> <u>(2) 理事会に付議すべき事項</u> <u>(3) 各グループ間の課題・調整を必要とする事項</u> <u>(4) 各団体間の課題・調整を必要とする事項</u> <u>(5) 事務局組織・運営に関する必要事項</u> <u>(6) 予備費の使用</u> <u>(7) 行政への申請事項・調整事項</u></p> <p>(会議) 第40条 <u>代表者会議は、月1回の開催を原則とするが、必要に応じ追加開催できる。</u></p> <p>2 <u>代表者会議</u>は、理事長が招集する。 3 <u>代表者会議</u>の議長は、理事長がこれに当たる。 4 <u>代表者会議</u>の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5 <u>議事録は、構成員の全員に配布されるものとする。</u></p>

◆第8章 資産及び会計

改定前	改定後
<p>第8章 資産及び会計 (資産の構成)</p> <p>第40条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。 (事業計画及び予算)</p> <p>第41条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。 (予備費の設定及び使用)</p> <p>第42条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。</p> <p>2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。 (予算の追加及び更正)</p> <p>第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。 (事業報告及び決算)</p> <p>第44条 協議会の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 (事業年度)</p> <p>第45条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p>	<p>第8章 資産及び会計 (資産の構成)</p> <p>第41条 同左 (事業計画及び予算)</p> <p>第42条 同左 (予備費の設定及び使用)</p> <p>第43条 同左</p> <p>2 予備費を使用するときは、<u>代表者会議</u>の議決を経なければならない。 (予算の追加及び更正)</p> <p>第44条 同左 (事業報告及び決算)</p> <p>第45条 同左 (事業年度)</p> <p>第46条 同左</p>

◆第9章 規約の変更及び解散 ◆第10章 雑則

改定前	改定後
<p>第9章 規約の変更及び解散 (規約の変更)</p> <p>第46条 この規約は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければ変更できない。</p> <p>(解散)</p> <p>第47条 協議会は、総会の議決に基づいて解散する。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第48条 協議会が解散したときに残存する財産は、高浜市に譲渡するものとする。</p> <p>第10章 雑則 (細則)</p> <p>第49条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。</p>	<p>第9章 規約の変更及び解散 (規約の変更)</p> <p>第47条 同左</p> <p>(解散)</p> <p>第48条 同左 (残余財産の帰属)</p> <p>第49条 同左</p> <p>第10章 雑則 (細則)</p> <p>第50条 同左</p> <div data-bbox="1131 971 2042 1039" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>附則 この規約は、平成23年5月15日から施行する。</p> </div>

## 平成23年度 役員・理事(案)

(順不同)

No	役職	区分	氏名	備考
1	理事長	継続	都築 史良	小池町町内会
2	副理事長	継続	古橋 亘	プラザ運営グループGLを兼務 屋敷町町内会
3	副理事長	継続	石橋 勝治	防災グループGLを兼務 八幡・新田町町内会
4	副理事長	継続	都築 正治	防犯グループGLを兼務 屋敷町町内会 22年度会長
5	理事	継続	磯村 和志	子どもグループGL 屋敷町町内会
6	理事	継続	川澄 鈔夫	高齢者いきがいグループGL 八幡・新田町町内会
7	理事	継続	神谷 正巳	伝統文化グループGL 芳川町町内会 21年度会長
8	理事	継続	長谷部 克文	環境グループGL 八幡・新田町町内会
9	理事	継続	村松 輝一	広報担当責任者 八幡・新田町町内会 21年度会長
10	理事	継続	神谷 諄一	吉浜いきいきクラブ連絡会 22・23年度代表
11	理事	継続	神谷 道男	いきいきクラブ吉浜連合会 20年度会長
12	理事	継続	石川 貴至	吉浜いきいきクラブ連合会 18年度会長
13	理事	継続	鈴木 英嗣	吉浜公民館館長
14	理事	継続	杉浦 辰彦	吉浜地区民生委員代表
15	理事	継続	杉浦 務	細工人形保存会会長
16	理事	継続	都築 伝七	人形小路の会会長
17	理事	継続	都築 律子	あざみ会会長
18	理事	継続	中川 勝利	呉竹町町内会
19	理事	継続	神谷 孝一	屋敷町町内会
20	理事	継続	澤田 康夫	吉浜小学校教頭
21	理事	継続	鈴木 啓子	盆踊り保存会 23年度副会長
22	理事	継続	都築 陽子	吉浜婦人会 22年度会長
23	理事	継続	畠 孝二郎	吉浜小学校PTA 22年度会長
24	理事	継続	山西 享子	J A女性部 22・23年度部長
25	理事	継続	稲葉 三千夫	小池町町内会
26	理事	継続	内藤 司	小池町町内会
27	理事	継続	野々山 正人	屋敷町町内会 21年度会長
28	理事	継続	鈴木 貞利	呉竹町町内会 21年度会長
29	理事	継続	加藤 康二	小池町町内会 21・23年度会長
30	理事	新任	村瀬 稔	八幡・新田町町内会 23年度会長
31	理事	新任	野々山 光秋	屋敷町町内会 23年度会長
32	理事	新任	野々山 照二	呉竹町町内会 23年度会長
33	理事	新任	杉浦 政憲	芳川町町内会 23年度会長
34	理事	新任	澤田 照子	健康づくり推進委員会 23年度代表
35	理事	新任	広瀬 善己	消防団第3分団 23年度分団長
36	理事	新任	内藤 和枝	吉浜婦人会 23年度会長

No	役職	区分	氏名	備考
37	理事	新任	加藤 隆子	盆踊り保存会 23年度会長
38	理事	新任	内藤 照貴	吉浜小学校PTA 23年度会長
39	理事	新任	片山 正巳	吉浜小学校校長
40	理事	新任	都築 公人	高浜中学校校長
41	理事	新任	杉浦 龍明	呉竹町町内会

### 監事(案)

1	監事	継続	酒井 凱夫	八幡・新田町町内会
2	監事	新任	中村 勝治	芳川町町内会

### 事務局(事務局員)

	役職・担当	区分	氏名	備考
1		継続	中嶋 義一	芳川町町内会
2		継続	鈴木 幹男	呉竹町町内会副会長
3		新任	前川 勉	八幡町・新田町町内会 22年度会長
4		新任	内藤 博忠	小池町町内会 22年度会長
5		新任	鈴木 啓悟	呉竹町町内会 22年度会長
6		新任	河合 昌範	芳川町町内会 22年度会長

## 退任役員・理事

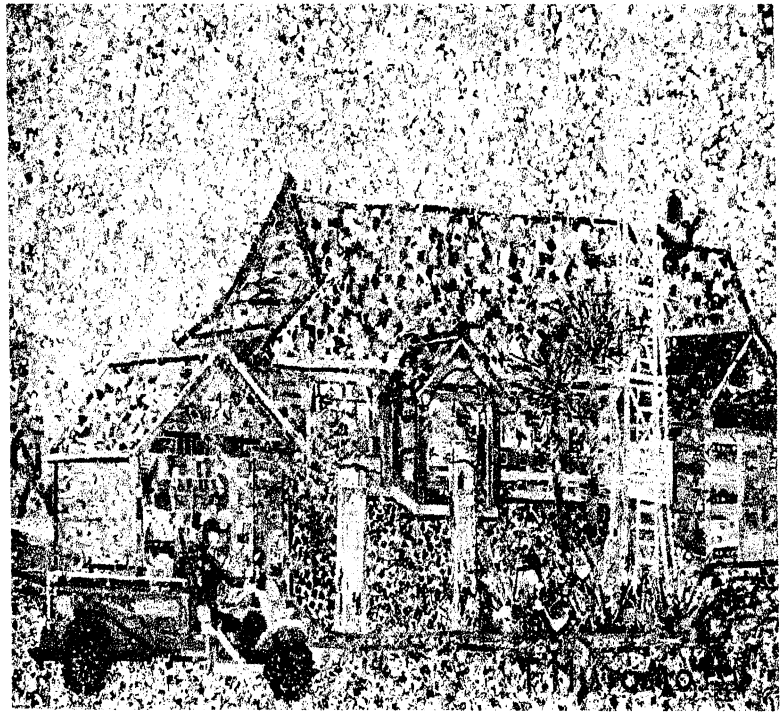
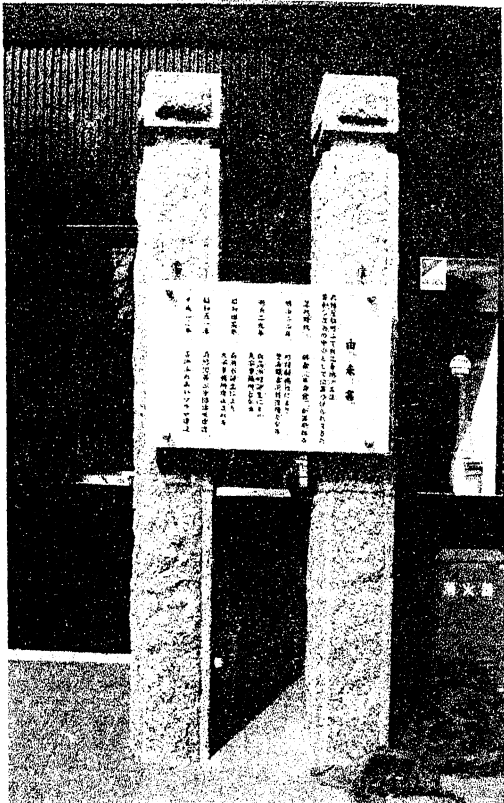
(順不同)

No	氏名	備考
1	市田 幸代	前吉浜小学校校長
2	井野 清彦	前理事長
3	岡野 範久	吉浜小学校PTA会長 21年度
4	岡本 達士	小池町町内会
5	神谷 兵衛	呉竹町町内会
6	河合 昌範	芳川町町内会長 22年度
7	古賀 大蔵	消防団第3分団長 22年度
8	鈴木 啓悟	呉竹町町内会長 22年度
9	鈴木 幹男	前事務局会計担当
10	都築 和子	屋敷町町内会
11	都築 里美	健康推進委員会代表 22年度
12	都築 しげ子	盆踊り保存会会長 22年度
13	内藤 尚仁	吉浜小学校PTA会長 19年度
14	内藤 博忠	小池町町内会長 22年度
15	中嶋 義一	前事務局長
16	中村 勝治	前防犯グループリーダー
17	野々山 秀雄	前碧南高浜警友会会長
18	星野 芳徳	前高浜中学校校長
19	前川 勉	八幡町・新田町町内会長 22年度
20	村瀬 登	屋敷町町内会
21	村田 浩二	吉浜小学校PTA会長 20年度

## 退任監事

1	牧野 芳也	芳川町町内会
---	-------	--------

## 屋敷町二丁目3番地15 「記念碑の由来書」を復元



昭和26年当時の大字事務所風景を切手アートで復元  
高浜町第3分団にオート三輪消防車が配置された頃

吉浜まち協ふれあいプラザ敷地内に立つ石柱に、屋敷町二丁目3番地15に関する由来書が、3月下旬に設置されました(プラザ建物南側)。かつての碑文は、昭和56年頃に当時の駐在員の方々が後世に伝えるために、記念碑を立てられましたが、その後敷地内の建物の移動などで碑文が行方不明となり、このたび復元されました。